

利用規則違反とペナルティ

2024年4月1日

駒場コミュニケーション・プラザ北館・和館事務室

コミプラ利用規則や利用上の注意に違反した団体あるいは個人に対し、利用の中止・停止等の措置を行うことがあります。

なお、ペナルティはコミプラ.comに掲載されているこの資料の記載に基づいて適用されます。ご利用になる方はペナルティについてよく理解した上でご利用ください。

ペナルティについて

団体利用において不適切な利用があった場合、その団体にはペナルティポイントが付きます。ペナルティポイントの合計が一定基準に達した場合、その団体にはコミプラ利用について制限措置がとられます。

また、利用規則等への違反の態様から、違反した団体（及びその代表者等構成員）又は個人にペナルティを科すことが妥当であると判断した場合、本資料に記載のない内容でも、利用制限措置などがとられる可能性があります。

なお、各団体のペナルティポイントは年度ごとに0ポイントにリセットされます。ただし、利用制限措置は年度を跨いで科されます。

例) 3月に違反をして4月末までの利用停止を科された

→翌月4月にペナルティポイントは0ポイントにリセットされるが、4月末までの利用停止措置は引き続く

利用制限の種類

利用制限には主に下記の2種類があります。ただし、違反内容によっては下記以外の利用制限措置が科される場合もあります。

・利用停止

利用停止期間中はコミプラ事務室におけるあらゆる申請や手続きを行うことができなくなります。また、処分を受けた時点で、すでに申請している処分期間中の北館・和館全ての予約が無効となります。

・事前予約不可

事前予約申請を行うことができなくなり、また割り振り会議に参加することもできなくなります。また、割り振り会議で取得した予約についても、対象月の随時予約申請受付開始前である場合、その予約は取り消されます。

ペナルティポイント累積・無断キャンセルによる利用制限

下記の場合に団体には利用制限が科されます。

- ・ペナルティポイントが一定の基準まで到達した場合
- ・無断キャンセルを行った場合

利用制限の内容はその時点で付けられているペナルティポイントに応じて決まります。
詳細は後述の表を参照してください。

累積ペナルティポイントに対する利用制限措置

下記の表には、ペナルティポイントの累積に応じて科される利用制限措置の内容が記載されています。

| ペナルティポイント基準 | ペナルティ措置 |
|---------------------|--------------------------|
| 10 ポイント | 翌々月分までの事前予約不可 |
| 20 ポイント | 基準到達日～その月末+翌月以降 1 ヶ月利用停止 |
| 30 ポイント | 基準到達日～その月末+翌月以降 1 ヶ月利用停止 |
| 40 ポイント | 基準到達日～その月末+翌月以降 2 ヶ月利用停止 |
| 40 ポイント以降 10 ポイントごと | 基準到達日～その月末+翌月以降 2 ヶ月利用停止 |

無断キャンセルを行った場合の利用制限措置

下記の表には、無断キャンセルを行った場合の利用制限措置の内容が記載されています。
無断キャンセルを行った場合、無断キャンセル分のペナルティポイントが付けられた後、その団体に付けられているペナルティポイントに応じて利用制限措置が科されます。

| 付与されているペナルティポイント | ペナルティ措置 |
|------------------|--------------------------|
| 1~10 ポイント | 翌々月分までの事前予約不可 |
| 11~30 ポイント | 違反した日～その月末+翌月以降 1 ヶ月利用停止 |
| 31 ポイント以上 | 違反した日～その月末+翌月以降 2 ヶ月利用停止 |

※ペナルティの利用制限期間が年度をまたがる場合、更新団体に利用制限期間を引継ぐ。

※ペナルティ期間の計算方法

○月×日に△ヶ月利用停止とされた場合、[○月×日～末日まで]+[△ヶ月]の期間が利用停止となります。

例 1： 処分日・内容…5/28、利用停止 6 ヶ月 停止期間…5/28～11/30

例2： 処分日・内容…2/3、利用停止2ヶ月 停止期間…2/3～4/30
 ※複数のペナルティが与えられることになった場合、それらを合算した形のペナルティが科される

例：違反した日～その月末+翌月以降1ヶ月利用停止
 + 違反した日～その月末+翌月以降2ヶ月利用停止
 ⇒ 違反した日～その月末+翌月以降3ヶ月利用停止

ペナルティポイント基準

下記の表には、これまでの利用規則等違反の事例に基づき、各団体に科されるペナルティポイントの基準や利用制限措置を記載しています。

原則的に、付けられるペナルティポイントは下記の基準に従いますが、違反態様が悪質である場合等に、東京大学及び駒場1コミュニケーション・プラザ管理委員会の判断のもと、基準よりも高いポイントが付く場合があります。

利用予約のキャンセルに対するペナルティポイント

| | ペナルティポイント要件 | ポイント数/ペナルティ |
|---|--|-------------------------------------|
| A | 【無断キャンセル】 利用開始時刻までのキャンセル申請がなく、予約した教室の利用を行わなかった場合 | 5ポイント 付与されているペナルティポイントに応じた利用制限措置 |
| B | 【直前キャンセル】 利用日前日の20:00を過ぎてキャンセル申請を行った場合 | 3ポイント |

※予約やキャンセルの申請受付のタイミングはメール送信日時タイムスタンプで判断。

利用態様に対するペナルティポイントまたは利用制限

| | ペナルティポイント要件 | ポイント数/ペナルティ |
|---|--|------------------------|
| A | 北館で食事をした場合 (利用時間内外や教室内外を問わず) | 利用停止6ヶ月 |
| B | 飲酒をした場合 | 利用停止12か月 |
| C | 無断で火気を使用した場合(喫煙を含む) | 利用停止6ヶ月 |
| D | 教室貸出を受けた団体と実際の利用主体が同一ではない場合(団体Aの代表aが団体Bの構成員であっても、団 | 利用停止6ヶ月 ※教室貸出を受けた団体 |

| | | |
|---|---|--|
| | 体 A 名義で貸出を受けた教室を団体 B や代表者 a 個人の活動で利用することは認められない) | と、実際の利用主体双方 |
| E | 予約外の団体利用をした場合(他者の利用を妨げる形で個人利用を行った場合を含む) | 利用停止 2 ヶ月 ※悪質な場合は利用停止 6 ヶ月 |
| F | 利用終了時刻までに鍵を返却しなかった場合 ※時間はコミプラ事務室の電波時計に準拠する ※(例) III 限の場合、14 時 55 分 00 秒を過ぎての鍵の返却は 4 ポイントが付く ※(例) VI 限の場合、20 時 50 分 00 秒を過ぎての鍵の返却は 5 ポイントが付く | I 限～V 限での 10 分以内の遅延：4 ポイント それ以外の遅延：5 ポイント |
| G | 閉館時刻以降に館内に残っていた場合 | 5 ポイント |
| H | 利用終了時の対応(清掃、片付け、戸締り)に不備があった場合 | 内容に応じたポイントや利用制限 ※詳細は利用時配布されるチェックリストに記載 |
| I | 施設の汚損・破損、備品の紛失があった場合(鍵を紛失する、椅子の脚を折る、カーペット等に染みをつくる、床や壁に大きな傷をつける等) | 内容に応じたポイントや利用制限 + 実費弁償 |
| J | 鍵の不適切な管理が行われていた場合 (例えば教室の鍵を開けたまま教室内に鍵を放置しているなど第三者の手に渡る可能性があるような扱いをしている場合など) | 10 ポイント |
| K | 共用部での活動 ・楽器演奏、歌唱、演劇、演説、その他大きな発声を伴うもの ・ダンス等身体表現、スポーツ、トレーニング ・PC、音楽プレーヤー等のスピーカーを用いての使用 ・床面や備品(机・椅子等)の目的外の使用(床面に座る、横になる、椅子の着席用以外での使用など) ・廊下、ラウンジ等に大きく荷物を広げる、長時間置いておくなどの行為 ・トイレでの着替えなど ・大人数での会合等 ・その他、他の利用者の迷惑となる行為、建物内の静粛を | 10 ポイント (ただし、内容に応じて増減する場合もある) |

| | | |
|---|---|---|
| | 乱す行為等、利用規則に反する行為 ・南館ウッドデッキ・庭園部分の夜間使用 | |
| L | 和館宿泊利用での夜間の騒音 | 15 ポイント |
| M | 予約していない和室に侵入した場合 | 追加の利用料徴収 ※（侵入した予約外の部屋 の数×当日の予約時限数） 枚分の利用券を徴収 |